

令和8年6月19日

学校法人昭和医科大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 昭和医科大学

常勤監事 守屋 明 俊

監 事 小 林 節

監 事 飯 島 裕 之

監 事 山 本 登



令和7年度監事監査報告書

私立学校法第37条第3項および学校法人昭和医科大学（以下「本学」という。）寄附行為第17条、経理規程第62条ならびに「監事の職務基準等に関する規程」に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）における本学の業務と財産の状況および理事の業務執行状況について監査を実施しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 理事会、評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事長、担当理事から事業の報告および中期計画等の説明を受けました。
- (2) 本学の会計、教学、業務に係る下記の監査項目について、重要な資料を閲覧すると共に、各担当事務部署から詳細な報告を受けました。
- (3) 会計監査人（新創監査法人）からは、三様監査時に計算書類等（財産目録、貸借対照表、収支計算書および収益事業に係る計算書類）に関する報告を受けて検討いたしました。

2. 監査項目

(1) 会計監査

- ・ 期中における取引記録の妥当性
- ・ 期末の財産状態並びに予算管理を含め資金収支および事業活動収支の妥当性

(2) 教学監査

- ・ 教育職員の外部資金獲得状況
- ・ 研究費不正防止対策の実施状況
- ・ 自己点検・評価の取組
- ・ 職員の研修（FD・SD）受講状況
- ・ 受験生の確保方法と結果の適切性

- ・学生の留年、除籍、中途退学者の状況把握と対策
- ・学生に対する進路指導状況
- ・指導担任の指導状況
- ・教育・研究における中長期計画の実施状況
- ・事故、訴訟状況
- ・その他必要と認められる教学に関する事項
国家試験の合格率や進級率改善に向けた対応策について

(3) 業務監査

- ・ハラスメント等への対応の現状について

(4) 理事の業務執行状況の監査

3. 監査実施日

- (1) 会計監査は令和8年6月1日に実施。(小林節、守屋明俊)
- (2) 教学監査は令和8年5月18日に実施。(山本登、守屋明俊)
- (3) 業務監査は令和8年4月30日に実施。(飯島裕之、守屋明俊)
- (4) 理事の業務執行状況の監査は理事会および評議員会に通年で出席し実施。
(小林節、山本登、飯島裕之、守屋明俊)

4. 監査結果

- (1) 計算書類等は、本学の収支状況および財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 本学の業務若しくは財産の状況に関する不正の行為や法令および寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 本学の理事の職務の執行の状況に関し、理事会および評議員会に出席して理事からの報告を聴取した結果、不正な行為や法令および寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

5. 監事所見

- (1) 本学の運営方針については、令和7年度も「学祖祭」を始めとして、複数回にわたる全学的な説明会において、医系総合大学としての教育・研究・診療への取組みの現状、大学および附属病院の活性化推進活動、収支状況、創立100周年と「次の100年」に向けた将来計画等が職員に周知されていることを確認しました。
- (2) 教育体制の一層の充実のため、令和7年度は全学部への新カリキュラムの導入準備、鷺沼新キャンパスの整備、保健医療学部新学科等設置再編準備、富士吉田キャンパス新実習棟の建設等が、中期計画に沿って実施されたことを確認しました。

- (3) 本法人の財政について、中期計画が円滑に実施できるよう、長期的な展望のもと、自主財源を確保する体制を構築し、寄付などの外部資金の獲得とその基金を運用するための体制の強化に努められることを期待します。
- (4) 学内ハラスメントへの対応について、理事長をトップとして人権啓発推進委員会が多くの研修会を通じ学内に周知している活動の現状と、種々の相談に対応する学内体制が構築されていることを確認しました。
カスタマーハラスメントへの対応について、病院単位で対応が実施され、その取組み等の方針が対外的に明らかにされていることを確認しました。
今後は法人において統括し、医療従事者等職員の就業環境の整備のため、附属病院を横断する全体指針を法人として示すことが望まれます。
- (5) 自己点検・評価の取組みについて、国公私立大学全体にコンプライアンスの推進が課せられていることから、管理運営に関しての本学独自の評価項目等を設けることも今後は検討を要すると思われまます。
また、横浜看護専門学校開校を機に、大学・大学院だけでなく、附属看護専門学校の自己点検・評価も法人として取り扱うことが望まれます。
- (6) 国家試験合格率・進級率改善に向けた対応については、すでに大学活性化推進のプロジェクトが立ち上がっており、今後、新カリキュラムの導入を機に、初年次から卒年次までの教育制度・指導方法、卒後の国試不合格者へのサポート体制、入学試験のあり方などの更なる検証が望まれます。

以上